

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年11月29日)

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について …………… 2  
(生活安全部生活安全企画課)
- 年末の交通安全県民運動の実施について …………… 3  
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

## 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

令和6年11月29日  
警察本部  
(生活安全部生活安全企画課)

### 1 実施目的

年末及び年始における各種事件・事故等を抑止するため、地域の犯罪情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と安心を確保することを目的とする。

### 2 実施期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月5日(日)までの間

- 第1期「広報啓発期間」 令和6年12月2日(月)～同月15日(日)
  - ・ 自治体を始めとする関係機関、防犯ボランティア団体等と協働した各種犯罪被害防止及び交通事故防止のための各種広報啓発活動
- 第2期「重点警戒期間」 令和6年12月16日(月)～同月31日(火)
  - ・ 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動の強化
  - ・ 警察による警戒取締り等街頭活動の強化及び防犯ボランティア団体等との緊密な連携による合同パトロール活動
- 第3期「初詣等雑踏警戒期間」 令和7年1月1日(水)～同月5日(日)
  - ・ 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

### 3 県下一斉の活動日

防犯の日(毎月10日)及び年金支給日(12月15日)。本年は、12月15日が日曜日のため、活動は前々日の13日(金)に実施)には、県下一斉で、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止、自転車・家屋への鍵掛け、万引き被害防止等について広報啓発活動を実施予定。

### 4 期間中の主な取組

- 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、全国的に発生している住宅対象の強盗事件等の各種犯罪被害防止の広報啓発活動
- 防犯ボランティア等との出動式・合同パトロール
- 繁華街、飲食店街における警戒活動・取締りの強化
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り強化



出動式(令和5年・琴浦大山警察署)



万引き防止ポスター

## 年末の交通安全県民運動の実施について

令和6年11月29日  
警察本部  
(交通部交通企画課)

### 1 実施期間

令和6年12月9日(月)から12月18日(水)までの10日間

### 2 運動の重点

- 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

### 3 交通安全日

12月16日(月)を「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」とし、県民の参加・実践を促進する。

### 4 主な行事予定

#### (1) 開始式等

- 交通安全運動開始式及びパレード
- 一日警察署長による交通安全街頭広報
- 生活安全部門との合同による街頭広報

#### (2) 運動の重点に沿った取組

- 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止関係  
横断歩道での歩行者保護、前照灯の早期点灯、反射材用品着用等の街頭広報、高齢者宅訪問による呼び掛け
- 飲酒運転の根絶関係  
オリジナルステッカーの作成及び広報  
飲食店及び酒類販売店の訪問による、飲酒運転の根絶及びハンドルキーパー運動の呼び掛け
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守関係  
自転車安全運転推進リーダーによる「ながらスマホ」禁止等の広報啓発  
自転車等で通勤・通学する利用者に対する交通安全指導の実施



### 【前年の主な取組状況】



【一日警察署長委嘱】



【飲酒運転根絶広報CM】